

低入札価格調査制度について（委託）

1. 低入札価格調査制度について

この制度は、委託業務契約における履行の確保及び不良・不適格業者の排除を目的に、調査基準価格を設定して、調査基準価格を下回る入札があった場合には落札を保留して、その入札金額で当該契約の適正な履行が可能かどうかを調査及び審査し、落札者を決定する制度です。

2. 調査基準価格の設定対象

- (1) 制限付き一般競争入札（業務希望型）によるもののうち
 - ① 履行期間が1年以内の契約にあつては、予定価格が1億円以上のもの
 - ② 履行期間が1年を超える契約にあつては、予定価格を当該履行期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額が1億円以上のもの
- (2) 総合評価一般競争入札によるもの

3. 調査基準価格の算定方法

調査基準価格は、予定価格に100分の60を乗じて得た額とします。ただし、建築設計業務に係るものにあつては、予定価格に100分の67を乗じて得た額とします。

4. 低入札価格調査について

(1) 数値的判断基準値による審査（低入札1次調査）の実施

開札の結果、低入札価格で入札があつた場合は、落札決定を保留し、直ちに低入札価格のうち最も低い入札金額について、数値的判断基準値による審査を行います。その結果、その入札金額が、数値的判断基準値を下回る場合は、当該応札者の落札候補を取り消します。

数値的判断基準値＝有効入札金額*の平均×85%（小数点以下切捨）（調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格）

*入札参加資格審査において資格ありとなつた入札のうち、予定価格以下の入札金額

(2) 低入札価格調査書類の提出

低入札1次調査を行った後、落札候補者として契約課より連絡を受けたものに対し、契約課が指定する期限までに、低入札価格調査書類の提出を求めます。

期限までに低入札価格調査書類の提出がない場合は、当該低入札価格応札者の落札候補を取り消しますので、ご注意ください。この場合、次順位の低入札価格応札者を調査対象者とします。ただし、取り消しとなつた入札者以外に低入札価格応札者がなければ、他の有効な入札者による落札決定を行います。

低入札価格調査書類

- ・ 入札価格説明書（様式1）
- ・ 手持業務状況一覧表（様式2）
- ・ 配置労務者賃金支払予定表（様式3）
- ・ 入札価格詳細内訳書（様式4）

※様式については、枚方市ホームページよりダウンロードすること。

- (3) 低入札価格応札者に対する事情聴取（低入札2次調査）の実施
提出を受けた低入札価格調査書類に基づき、事情聴取を行います。
低入札価格応札者に対して、事情聴取を行う期日・場所を連絡するとともに、追加資料が必要な場合はその旨を通知します。
事情聴取に応じる低入札価格応札者は、当該入札の責任者及び積算の精通者とします。事情聴取においては、調査書類の各項目に従って合理的な説明を求めるとともに、労務者の具体的な供給見通し、低入札の実績などについても説明を求めます。

(4) 調査の概要

1	入札価格説明書	・他者より低入札価格で応札できる合理的な理由があるかどうか。
2	手持業務状況一覧表	・業務責任者の兼務状況を確認し、適切な業務履行が可能であるか。
3	配置労務者賃金支払予定表	・配置予定労務者によって、適切な業務履行が可能であるか。 ・労務単価が最低賃金を下回っていないか。
4	入札価格詳細内訳書	・入札価格の積算内訳に不自然な点、誤謬はないか。 ・設計書等の要求事項を理解して積算しているか。

5. 落札候補の取消について

本調査において、別に定める「低入札価格調査による落札候補者取消判断基準」により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、当該落札候補を取り消すことがあります。

具体的に該当する例として、次のような事例が考えられます。

(取消し判断事例)

- ・発注表で求めた必要書類が様式に準じて作成されていない。
- ・入札価格詳細内訳書等の金額に違算があり、入札金額（価格内訳書）と整合性がとれていない。
- ・積算根拠が明確でなく、下請業者の見積もり等との整合性がとれていない。
- ・設計書等で求めている品質等を満足しておらず、改善の余地もない。
- ・最低限必要な経費を計上しておらず、又は労務単価が法定最低賃金を下回っている。
- ・その他、適正な契約の履行がされないおそれがあると認められる場合。

6. 労務者賃金支払い状況報告書の提出

従事する労務者に対し適正な賃金支払いが行われているか否かを確認するために、業務完了時（複数年度契約の場合は年度ごと）に「労務者賃金支払い状況報告書」の提出を求めます。

※ 低入札価格調査の流れ（フロー図）（委託）も併せてご覧ください。